

児童クラブ利用中の事故対応について

児童クラブでは、お子様の安全確保について万全を期すよう全職員で対応しておりますが、万一の事故に対応するため「児童安全共済」(児童健全育成推進財団所管)に加入しています。

児童安全共済

給付の対象

【来館者のケガ】

児童や保護者などの来館者が児童館の敷地内において、もしくは児童館の指導のもとに館外で活動中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被った場合に給付金が支払われます。

児童クラブ等の登録児童については通館中の事故も対象となります。

【児童館の賠償責任】

設備の不備などにより児童や保護者、その他第3者の身体に損害を与え、また、第3者の財物に損害を与えた場合、児童館が法律上負担すべき損害賠償金や訴訟費用が支払われます。

給付金の種類		給付額
死亡給付金	施設管理下中	300万円
	通館途中	200万円
	その他(施設内)	6万円
後遺障害給付金	施設管理下中	9～300万円
	通館途中	6.3～210万円
障害給付金	入院1日につき	2,250円
	通院1日につき	1,500円
	手術給付金	手術の種類に応じて 定められた倍率×入院給付日額

給付金の種類		給付額
第3者の身体に損害を与えたとき	1名につき	3,000万円
	1事故につき	1億5,000万円
第3者の財物に損害を与えたとき	1事故につき	300万円

通館途中で事故があった場合には、速やかにご連絡ください。

体調が悪いなど、体調に変化がある場合には必ずご連絡ください。

保育中に発病したり事故があった場合には即時ご家族にご連絡いたしますので、電話番号等緊急連絡先が変更になる場合は速やかに届け出てください。